

物品購入業務調達仕様書

- 1 件名 4地創物第3号 地域振興交流拠点施設物販管理システム購入
- 2 納入場所 綴喜郡井手町大字井手小字東高月地内
井手町立山吹ふれあいセンター1階 地域振興交流拠点施設内
- 3 履行期限 令和5年6月30日(金)
- 4 対象機器 物販管理システム一式
井手町地域振興交流拠点施設における物販・カフェエリアでの決済を、現金及び電子マネーやクレジットで行うことができるシステムとする。また、POSシステムを有し、各種集計機能を備えていること。
- 5 調達品目及び数量
地域振興交流拠点施設に納入する物販管理システム等備品の品目とその仕様・数量は仕様書(別紙)による。
- 6 搬入、設置、導入作業等
 - 1) 納入日時等については移転スケジュールに沿って地域創生推進室担当者と協議の上、調整すること。
 - 2) 納入の際は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。
ただし、担当者からの指示がある場合はこの限りではない。
 - 3) ハードウェアについて、それぞれ必要な接続を行うこととし、ソフトウェアをセットアップした状態で納入すること。
 - 4) 設置完了後、本システムについてネットワーク接続を含め、動作可能な状態に調整し、発注者立ち会いのもと、動作確認を行なうこと。
 - 5) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
 - 6) 搬入・設置作業の際に建物や設備また納入する物品に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入する。費用については受注者が全て負担することとする。
 - 7) 搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責任において修繕を行うこと。
- 7 保守管理・運用等
 - 1) 本システムに関連する技術的な質問に対応できる窓口を設置すること。
 - 2) 万一障害が発生した場合は速やかにシステムの復旧が行なえるよう、リモートもしくは現地にて障害切り分けをし、障害対策を迅速に実施すること。

- 3) 機器をインターネットにてIoT接続をし、問題が発見された場合は、遠隔にて機器の状態の確認ができること。
- 4) 保守管理については、本調達とは他に保守契約することとなるため、本調達に含まないものとする。

8 教育・支援

- 1) ハードウェア添付マニュアル及びソフトウェアにおける日本語の操作マニュアルやバックアップ方法等の手順書を提供すること。
- 2) 本システム正式稼働前に、導入するハードウェア・ソフトウェアを的確に管理・維持するための研修や、円滑に運営するための施設管理者に対する教育を実施すること。日程については、別途協議とする。
- 3) マスター登録作業及び上記の研修場所等については、別途地域創生推進室担当者の指示によるものとする。

9 製品の規格・材質・品質

- 1) 製品は納入時において、すべて新品とする。
- 2) 仕様書（別紙）に記載された製品以外の製品により応札を希望する場合は、特記事項を十分認識して、同等品以上の仕様、品質、性能を有することを証明する資料（カタログ、製品図面、サンプル等）を期日までに提出し担当者の審査、承認を得ること。（製品の品質担保のためカタログ製品に限る。）
- 3) 製品納入後、保証期間内に故障が生じた場合は、速やかに修理または取り替えを行うものとする。

10 検査・代金

- 1) 受注者は納品完了を担当者に報告する。担当者の検査合格を持って完了とする。なお、不備がある場合、受注者は速やかに手直ししなければならない。
- 2) 検査完了後請求書を受理したのち30日以内に支払う。

11 その他

- 1) 納入設置の時期は、井手町が別途発注する他の業者の物品等の納入時期と重複することから、これらの受注業者と調整が必要となることに留意すること。
- 2) 納入に係る作業については、原則平日8時30分から17時とする。
- 3) 契約の履行中に知り得た機密事項及び個人情報については、持ち出したり、他の目的に利用しないこと。機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、直ちに担当者への連絡、受注者の責任において対応すること。
- 4) この仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。